イ点　北緯三十八度二十四分五十五秒八八二五　東経百四十一度十九分三十六秒六八七一
ウ点　北緯三十八度二十四分四十六秒七三〇七　東経百四十一度十九分三十七秒三〇四六
エ点　北緯三十八度二十四分四十八秒四四九六　東経百四十一度二十分〇六秒五八八三
オ点　北緯三十八度二十四分五十七秒五九二九　東経百四十一度二十分〇五秒八五二九
カ点　北緯三十八度二十四分五十七秒七二七四　東経百四十一度二十分〇八秒六二〇七
キ点　北緯三十八度二十四分四十八秒五七八五　東経百四十一度二十分〇九秒三五六九
ク点　北緯三十八度二十四分四十九秒一〇〇九　東経百四十一度二十分二十六秒〇三九六
ケ点　北緯三十八度二十四分五十八秒三四九一　東経百四十一度二十分二十五秒二八一二
コ点　北緯三十八度二十四分五十八秒四三八五　東経百四十一度二十分二十七秒〇六六四
サ点　北緯三十八度二十四分四十七秒五五九八　東経百四十一度二十分二十七秒六八一九
シ点　北緯三十八度二十四分四十四秒九九一六　東経百四十一度十九分三十五秒〇〇五九
ス点　北緯三十八度二十四分四十三秒九五三八　東経百四十一度十九分三十六秒八〇九九
セ点　北緯三十八度二十四分四十六秒四四七一　東経百四十一度二十分二十七秒八四九三
ソ点　北緯三十八度二十四分四十五秒五七三一　東経百四十一度二十分二十七秒九一八一
タ点　北緯三十八度二十四分四十三秒〇七九七　東経百四十一度十九分三十六秒八七八九

二　工事の完了の日
平成二十六年十月二十九日

○農林水産省告示第千五百二十九号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定により、宮城県知事に代わって施行していた特定災害復旧等海岸工事を完了したので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

(一)　工事の区域
宮城県仙台湾沿岸荒浜漁港海岸

(二)　工事の完了の日
平成二十六年十月二十九日

○国土交通省告示第千四十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北横断自動車道酒田線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字寒河江字落衣前甲一三七八番一	前	最大 一三三（メートル） 最小 八六	二八（メートル）
	後	最大 一三三 最小 八六	

○国土交通省告示第千四十九号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の三十の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示

航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第六号を第十二号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。

十一　性能試験を行う機能を有するものであること。

第二十五条中第四号を第八号とし、同条第三号中「修正」を「記録された情報の修正」に改め、同号を第七号とし、第二号を第六号とし、同条第一号中カをヨとし、チからワまでを、リからカとし、トの次に次のように加える。

チ　船舶に設置される場合には、電子海図情報表示装置

第二十五条第一号に次のように加え、同号を第五号とする。

タ　船舶自動識別装置

レ　船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ソ　機器構成データ

ツ　船舶に設置される場合には、電子航海日誌

第二十五条に第一号から第四号として次の四号を加える。

一　次に掲げる記録媒体を備えているものであること。

イ　固定式記録媒体

ロ　自動浮揚式記録媒体

ハ　長時間記録媒体

二　記録媒体は、次に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。

イ　固定式記録媒体　四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を二年間以上保存することができるものであること。

ロ　自動浮揚式記録媒体　四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を六ヶ月間以上保存することができるものであること。

ハ　長時間記録媒体　七百二十時間以上の情報を記録することができ、かつ、船内の容易に近づくことができる場所から記録された情報を取り出せるものであること。

三　固定式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する固定式保護容器に搭載されること。

イ　外部は非常に見やすい色であり、再帰反射材（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するもの。次号において同じ。）が取り付けられているものであること。

ロ　水中での位置を特定するための装置を備えているものであること。

ハ　船舶に事故が発生した後、記録された情報を取り出せるものであること。